

平成28年9月 1日

平成28年台風10号により被害を受けられた皆様へ

株式会社全管協共済会

## 火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

台風10号により被害を受けられたご契約者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆様に対し、以下の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただく事といたしましたのでご案内申し上げます。

### 記

【災害救助法適用時の特別措置】により、災害救助法適用地域内にお住まいの皆様を対象に火災保険の更新手続き（契約の申込み及び保険料の支払い）を、『災害救助法が適用された日』から最大2ヶ月間猶予させていただきます。

この措置の適用をご希望のご契約者様は、弊社担当窓口までお申し出ください。

#### 《弊社担当窓口》

お客様相談室：0120-329-431

受付時間：9:00~18:00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

#### ■災害救助法適用地域と法適用日

	適用地域	法適用日
北海道	帯広市 （おびひろし） 空知郡南富良野町 （そらちぐんみなみふらのちょう） 河東郡音更町 （かとうぐんおとふけちょう） 河東郡士幌町 （かとうぐんしほろちょう） 河東郡上士幌町 （かとうぐんかみしほろちょう） 河東郡鹿追町 （かとうぐんしかおいちょう） 上川郡新得町 （かみかわぐんしんとくちょう） 上川郡清水町 （かみかわぐんしみずちょう） 河西郡芽室町 （かさいぐんめむろちょう） 河西郡中札内村 （かさいぐんなかさつないむら） 河西郡更別村 （かさいぐんさらべつむら）	2016年8月30日（火）

	広尾郡大樹町 (ひろおぐんたいきちょう) 広尾郡広尾町 (ひろおぐんひろおちょう) 中川郡幕別町 (なかがわぐんまくべつちょう) 中川郡池田町 (なかがわぐんいけだちょう) 中川郡豊頃町 (なかがわぐんとよころちょう) 中川郡本別町 (なかがわぐんほんべつちょう) 足寄郡足寄町 (あしよろぐんあしよろちょう) 足寄郡陸別町 (あしよろぐんりくべつちょう) 十勝郡浦幌町 (とがちぐんうらほろちょう)	
岩手県	盛岡市 (もりおかし) 宮古市 (みやこし) 久慈市 (くじし) 遠野市 (とおのし) 釜石市 (かまいしし) 上閉伊郡大槌町 (かみへいぐんおおつちちょう) 下閉伊郡岩泉町 (しもへいぐんいわいずみちょう) 下閉伊郡田野畑村 (しもへいぐんたのはたむら) 下閉伊郡普代村 (しもへいぐんふだいむら) 九戸郡軽米町 (くのへぐんかるまいまち) 九戸郡野田村 (くのへぐんのだむら) 二戸郡一戸町 (このへぐんいちのへまち)	2016年8月30日 (火)

末筆にて失礼には存じますが、お身体には充分にお気を付けくださいますようお願い申し上げます。

以上